

第 18 回ハンセン病市民学会

総会資料

2024 年 5 月 11 日

(於・札幌市)

も く じ

2023 年度活動概要報告 / 1

2024 年度活動方針(案) / 2

2023 年度決算報告書 / 3

「2023 年度決算報告書」 / 4

2024 年度予算(案) / 5

2024 年度・2025 年度共同代表信任結果 / 6

2024 年度委員 / 7

規約改正(案)について / 8

ハンセン病市民学会第 17 回総会・交流集会 in 鹿屋

分科会 C における報道問題について / 9

ハンセン病市民学会 2023 年度活動概要報告(案)

1 ハンセン病市民学会交流集会 in 鹿屋の開催 北海道集会に向けての取り組み

2023年5月20日、21日に鹿屋市内において、「差別の連鎖を断つ 一反差別、共生の願い、その広がりをつながり求めて」を統一テーマに開催いたしました。参加者は、会場参加 306人(スタッフ含む)、オンライン参加 53人の計 359人となりました。

鹿屋市での開催は、開催地としては最多の三回目となりましたが、ボランティアに多くの高校生が関わっていただくなど、これまで二回の開催とはまた違う、すそ野の広い実行委員会体制を構築していただきました。新型コロナウイルス感染拡大の余波が残る中、星塚敬愛園自治会の協力も得て、敬愛園内フィールドワークも実施することができたことも、たいへん有意義なことでありました。開催地実行委員会の皆さまのご尽力に、あらためてこころより感謝申し上げます。

次に、北海道集会に向けての取り組みですが、開催地実行委員会準備会を早々に立ち上げていただき、6月には開催地実行委員会を設立していただきました。実行委員会の構成団体、集会の後援団体には、北海道や札幌市をはじめ70を超える機構や団体、組織がお名前を連ねていただいております。療養所のない地域で、どのようにハンセン病問題への取り組みの輪を広げていくのかという課題を常に意識しながら、第18回交流集会を実現にまでこぎつけていただきました。

2 ハンセン病市民学会第17回総会・交流集会 in 鹿屋分科会Cにおいて生じさせた報道問題に対する取り組み

ハンセン病市民学会は、昨年5月21日、鹿屋における第17回交流集会分科会Cにおいて、匿名の家族の方々が、報道番組及びその後のネット配信映像に、お顔がわかる形で映り込んでしまうという事態を生じさせてしまいました。

ハンセン病問題の解決にむけて被害当事者の皆さまとともに歩みを進めていくべきハンセン病市民学会の主催する集会において、このような決してあってはならない事態を生じさせてしまったことは痛恨の極みです。以降、今日まで、組織委員会内に設置されております世話人会を中心に、事実関係の確認とともに、事態が生じた原因と再発防止策の検討を行い、「ハンセン病市民学会第17回総会・交流集会 in 鹿屋 分科会Cにおける報道問題について」(別掲)を取りまとめました。

被害にあわれた皆さま、そして会員ならびに関係者の皆さまに、深くお詫びいたします。

3 ハンセン病市民学会シンポジウムの開催

2023年10月15日に、大阪市港区のHRCビル5階大ホールでハンセン病市民学会第4回シンポジウムを開催いたしました。開催形態は、第1回からの形を踏襲し、会場参加とオンライン参加によるハイブリッド形式といたしました。

第一部はテーマを「『差別されない権利』の意義とその活用の在り方について—全国部落調査出版差止東京高裁判決を学ぶ—」とし、基調報告に指宿昭一弁護士を迎え、報告を受けて徳田靖之共同代表のコーディネイトでパネルディスカッションを行いました。第二部は、「秋桜忌 内田博文氏講演『憲法に基づく再審請求』を改めて考える」をテーマに、パネルディスカッションを行いました。コーディネーターは遠藤隆久共同代表が務めました。

4 「神美知宏・苮雄二記念人権賞」について

第7回「神美知宏・苮雄二記念人権賞」は、公募をいたしましたが、研究部門、人権活動部門とも、残念ながら応募者なしという結果でした。

5 『ハンセン病市民学会年報』『ハンセン病市民学会ニュース』の発行など

「ハンセン病市民学会ニュース」は35号、36号を発行、発行部数は800部です。

年報については、2020年・2021年合併号、2022年号の同時発行に向けて編集作業を続けてまいりましたが、年度内発行ができませんでした。ここにお詫び申し上げます。

6 新部会の発足

ハンセン病市民学会規約には、会員有志による「部会」が設置できることが定められておりますが、2月17日新部会として「啓発資料調査部会」が発足いたしました。

以上、2023年度の活動概要報告とさせていただきます。

ハンセン病市民学会 2024年度活動方針(案)

1 ハンセン病家族の方々の被害回復に向けた取り組み

活動報告で述べさせていただいたとおり、ハンセン病市民学会は、昨年5月開催の交流集会において、匿名の家族の方々が、報道番組及びその後のネット配信映像に、お顔がわかる形で映り込んでしまうという事態を生じさせてしまいました。その後、「ハンセン病市民学会第17回総会・交流集会 in 鹿屋 分科会Cにおける報道問題について」を取りまとめ、本交流集会においても再発防止の徹底に努めておりますが、あらためて、同じ苦しみを家族の方に与えてしまわないため、市民学会役員を中心としたメンバーで、家族原告団などとの交流の場を持ち、直接お話を聞かせてもらい、それを会員の皆さまにも発信していくなど、実践活動をとおして家族被害の現実に対する学びを深め、被害回復に向けた活動に、積極的に取り組んでまいりたいと思います。

2 2024年度ハンセン病市民学会シンポジウムの開催について

「ハンセン病市民学会シンポジウム」は、2018年度にスタートした「ハンセン病問題の全面解決に向けた研究集会」を引き継ぐ形で、2020年度に第1回を開催し、その後、ハンセン病問題にかかる喫緊かつ重要な課題について深く掘り下げる、大切な機会として毎年開催してまいりましたが、本年も10月下旬を目途に開催したいと考えております。

3 ハンセン病市民学会交流集会について

まず、2024年度交流集会が、本日札幌の地で開催されますことにつきまして、開催地実行委員会の皆さま、関係者の皆さまに厚く御礼申し上げます。

次に、2025年の第19回交流集会についてですが、来年は、市民学会が2005年に熊本市で設立集会を行って以来、20年の節目の年となります。この記念の年の交流集会を熊本市で開催したいと思っております。期日は、2025年5月10日(土)、11日(日)を予定しております。

4 「神美知宏・弐雄二記念人権賞」について

第7回は活動報告でお伝えした通り、本賞設置以来はじめて、応募者なしとなってしまいました。神・弐両氏の名前を冠する賞であることの意義を確かめながら、周知に努めてまいります。

5 「明治三十二年 癩病患者並血統家系調」に関する取り組みについて

2021年3月に惹起した本資料の流出事件に係る取り組みは、一昨年まで、国へのはたらきかけや長野県と連携した取り組みなど、積極的に展開してまいりましたが、昨年度は大きな展開をできずに終わりました。本年度は、あらためて、厚生労働省、法務省など国に対して、再発防止と被害回復に向けて求めていくとともに、長野県と連携した取り組みにも注力してまいります。

6 ハンセン病問題をめぐる喫緊の課題への取り組みについて

「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」が最終報告書を提出し1年が経過いたしました。昨年度と今年度はその報告に基づき、市民意識調査が実施されております。そのことも含め、施策提言の実施に向け注視していきます。また、提言の中で明らかになった啓発・教育に関する課題を、会員一人ひとりがそれぞれの現場で取り組んでいけるよう、情報発信、世論喚起に努めてまいります。これらの取り組みには、昨年設置された啓発資料調査部会、既存の部会である家族部会、教育部会、宗教部会との連携にも力を入れながら、取り組んでまいります。

また、菊池事件再審勝利に向けた取り組み、国民的再審請求人団の活動とも連携していきます。

さらに市民学会発足来のテーマ「差別の連鎖を断つ」という課題にも、向き合ってまいります。

7 『年報』の発行、「市民学会ニュース」などの情報発信について

年報に関しては、現在編集中の2020年、2021年合併号と、2022年号を今年度の早い時期に、そして2023年号、2024年号を、来年度早々に発行できるように編集作業に注力します。年報発行につきましては、会員の皆さまにご迷惑をおかけしている事、お詫びいたします。

「市民学会ニュース」についても、これまで同様、年2回定期発行いたします。

以上、今年度の活動方針とさせていただきます。ハンセン病問題の全面解決に向けて、役員一同力を合わせて取り組んでまいりますので、会員の皆さまのご協力よろしくお願い申し上げます。

ハンセン病市民学会2023年度決算報告 (2023/04/01~2024/03/31)

ハンセン病市民学会

収 入		支 出	
会費	2,796,000	通信費	233,140
寄付	641,000	事務局経費	708,686
年報売上	13,600	会議費	27,540
利息	3	年報2020・2021製作費	192,137
交流集会視聴費	1,000	年報2022製作費	168,098
誤入金返金	9,840	第17回交流集会	649,739
		第4回研究集会	193,839
		部会活動支援(啓発資料調査部会)	100,000
前年度よりの繰越金	3,691,288	次年度繰越金	4,879,552
合 計	7,152,731	合 計	7,152,731

特別会計:人権賞基金

収 入		支 出	
前年度よりの繰越金	713,000	2023年度人権賞賞金	100,000
人権賞基金への寄付	80,000		
		次年度繰越金	693,000
合 計	793,000	合 計	793,000

特別会計:交流集会運営基金

交流集会運営基金	450,000
----------	---------

上記決算報告を、資料と突き合わせて精査いたしましたところ、収入、支出についてそれぞれ合致したことを報告いたします。

2024年4月22日

会計監査

増田 尚



ハンセン病市民学会2024年度予算案

2024年4月27日
ハンセン病市民学会事務局

ハンセン病市民学会2024年度予算案(2024年4月1日～2025年3月31日)

収 入		支 出	
一般会員(3,000円×566名)	1,698,000	通信費	250,000
維持会員(10,000円×49名)	490,000	事務局経費	800,000
学生会員(2,000円×6名)	12,000	会議費	200,000
団体会員(10,000円×26団体)	260,000	年報2020・2021製作費	600,000
小計①	2,460,000	年報2022製作費	600,000
寄付	600,000	年報2023文字起こし料	180,000
年報販売	120,000	年報2023製作費	600,000
小計②	720,000	年報2024文字起こし料	180,000
①+②	3,180,000	年報2024製作費	600,000
前年度繰越金	4,879,552	第5回研究集会費	200,000
		第18回交流集会	800,000
		第19回交流集会	300,000
		部会活動支援金	300,000
		予備費	2,449,552
合 計	8,059,552	合 計	8,059,552

特別会計:人権賞

収 入		支 出	
前年度よりの繰越金	693,000	2024年度人権賞賞金	200,000
人権賞基金への寄付	100,000		
		来年度への繰越金	593,000
合 計	793,000	合 計	793,000

特別会計:交流集会運営基金	450,000
---------------	---------

2024年度・2025年度共同代表信任投票結果

投票総数 127

名 前 (敬称略)		備 考	記入欄
和泉 眞藏	アイルランガ大学熱帯病研究所 ハンセン病研究グループ	再任	122
内田 博文	九州大学名誉教授	再任	124
遠藤 隆久	熊本学園大学名誉教授	再任	112
鎌田 慧	ルポライター	再任	120
訓覇 浩	大谷大学非常勤講師	再任	123
志村 康	ハンセン病国賠訴訟全国原告団協議会会長	再任	124
平良 仁雄	沖縄ハンセン病回復者の会共同代表 ハンセン病問題ネットワーク沖縄共同代表	新任	123
徳田 靖之	ハンセン病国賠訴訟弁護団代表	再任	123
林 力	ハンセン病家族訴訟原告団団長	再任	123
森 和男	大島青松園入所者自治会会長	再任	126

開票は4月22日、市民学会事務局にて厳正に行い、上記の結果となりましたことをご報告いたします。

2024年5月11日

ハンセン病市民学会事務局

2024 年度委員(一部案)

共同代表	和泉 眞藏	アイルランガ大学熱帯病研究所ハンセン病研究室
	内田 博文	九州大学名誉教授
	遠藤 隆久	熊本学園大学名誉教授
	鎌田 慧	ルポライター
	訓覇 浩	大谷大学非常勤講師
	志村 康	ハンセン病国賠訴訟全国原告団協議会会長
	平良 仁雄	沖縄ハンセン病回復者の会共同代表/ ハンセン病問題ネットワーク沖縄共同代表
	徳田 靖之	ハンセン病国賠訴訟弁護団代表
	林 力	ハンセン病家族訴訟原告団団長
	森 和男	大島青松園入所者自治会会長
運営委員	相川 翼	ハンセン病市民学会教育部会
	青木 美憲	邑久光明園園長
	井上 昌和	ハンセン病回復者と北海道をむすぶ会代表
	大槻 倫子	ハンセン病家族訴訟弁護団
	屋 猛司	全国ハンセン病療養所入所者協議会会長/ 邑久光明園入所者自治会会長
	金丸哲大	ハンセン病家族訴訟弁護団
	亀濱 玲子	ハンセン病と人権市民ネットワーク宮古
	延 和聡	ハンセン病市民学会教育部会世話人
	原田 恵子	福祉運動・みどりの風
	黄 光男	ハンセン病家族訴訟原告団副団長
	藤野 豊	日本近現代史研究者
	本田 清悟	熊本日日新聞社
	松下 徳二	ハンセン病問題の全面解決を目指して共に歩む会
	宮坂 道夫	新潟大学教員
	森川 恭剛	琉球大学教員

事務局・会計監査構成員(案)

事務局長	訓覇 浩(共同代表兼任)
事務局次長	青木美憲(運営委員兼任) 原田恵子(運営委員兼任)
会 計	樋口 曜
書 記	久米ゆう子
事務局員	加藤めぐみ 斉藤貞三郎 齊藤真 田仲一弥 宮前千雅子
会計監査	岡山育夫 増田 尚

ハンセン病市民学会規約(案)

1. 本会は、ハンセン病市民学会と称します。
2. 本会は、ハンセン病に対する偏見や差別を解消し、ハンセン病問題における歴史の教訓を、これからの社会のあり方へと引き継ぐことを目的とします。
3. 本会は、前項の目的を達成するために、交流、検証、提言の3つを活動の柱にします
 - (1) 交流活動 ハンセン病回復者だけではなく、ハンセン病問題に関心を持つ人たちが、同じ当事者としてそれぞれの立場で率直に意見を交換し、交流する場を設けます。
 - (2) 検証活動 ハンセン病問題の歴史の検証は緒についたばかりです。全国には埋もれている資料や隠された事実がまだまだたくさんあると思われます。それらを発掘し検証することで、ハンセン病問題の歴史が正しく認識されるように務めます。
 - (3) 提言活動 ハンセン病回復者の高齢化が進んでいく中で生じている入所施設の将来のあり方や、社会復帰した人がおかれている状況、また偏見や差別を解消していくための取り組みのあり方など、直面する様々な課題にみんなで智慧を出し合い、構想をまとめ、国や自治体及び社会に提言していきます。
4. 本会は以下の事業を行います。
 - (1) 交流集会（年1回）。
 - (2) 機関誌、ニュース等の発行。
 - (3) 講演会や市民交流会などの活動。
 - (4) 分野別部会の設置と成果の公表。
 - (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業。
5. 本会は交流集会と同時に総会を開き、これを本会の最高機関とします。
6. 本会の目的に賛同する人は誰でも会員になることができます。また、申し出によりいつでも退会することができます。会員は、個人会員（一般会員、維持会員、学生会員）および団体会員とし、それぞれ別に定める会費を払うものとします。総会における議決権は個人会員のみが平等に有します。会員は、本会の行う事業に参加し、機関誌等に投稿することができます。
7. 会費の額は交流集会の総会で決定します。ただし、会費を3年以上滞納した会員は、自動的に会員資格を抹消されます。
8. 本会は、次の委員をおきます。
 - (1) 共同代表 10名以内
 - (2) 運営委員 15名以内
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 事務局次長 2名

- (5) 会計 1 名
- (6) 書記 1 名
- (7) 事務局員 若干名
- (8) 会計監査 2 名

9. 委員の職務は次のとおりとします。

- (1) 共同代表は、会を代表し、本会設立の趣旨に拠り、総合的視点を意識して、組織の運営に携わる。
- (2) 運営委員は、本会設立の趣旨に拠り、ハンセン病問題に係る分野研究や地域活動など課題別視点を意識して、組織の運営に携わる。
- (3) 事務局長は、13 条で定める事務局を統括します。
- (4) 事務局次長は、事務局長を補佐します。
- (5) 会計は、本会の会計を掌理します。
- (6) 書記は、本会が運営上開催する諸会議を記録し、整理・管理します。
- (7) 事務局員は、本会の事務を分担し執り行います。
- (8) 会計監査は、本会の会計を監査します。

10. 委員の任期は 2 年とします。ただし、再任を妨げません。

選出方法については別途内規で定めます。

- 11. 共同代表の選出と運営委員の選出は、運営を円滑に行うため年度を隔てて実施するものとします。
- 12. 本会の組織や活動等に関する重要事項を協議し、総会提出の議案を検討するために、本会に組織委員会をおきます。組織委員会は、共同代表、運営委員、事務局長、事務局次長をもって構成します。また、組織委員会は、緊急事態への対応にもあたります。
- 13. 本会の日常業務を執行するために事務局をおきます。
- 14. 本会に必要な応じて部会をおくことができます。部会には部会長をおくことができます。
- 15. 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。
- 16. 本会の規約の変更は、総会の議を経なければなりません。

17. 本会の所在地は、以下といたします。

〒552-0001 大阪府大阪市港区波除 4-1-37 HRCビル3階

附則

- 1. 本規約は、2005 年 5 月 14 日より施行します。
- 2. この改正は、2008 年 5 月 10 日より施行します。
- 3. この改正は、2016 年 5 月 14 日より施行します。
- 4. この改正は、2024 年 5 月 11 日より施行します。**

委員選出に関する内規

委員候補の提案は下記の方法によって定める。

1. 共同代表は、組織委員会が、学会の会員の中から、学会を代表するにふさわしい識見をもった者を選考して作成した候補者リストに基づいて、総会前に、会員の信任投票をおこない、投票者の過半数の信任を得た者を選任する。信任投票は、事務局が実施し、その結果を総会に報告する。
2. 運営委員は、あらかじめ期間を定めて公募した候補者リストの中から、ハンセン病問題に係る地域活動や学会の部会活動などの視点を考慮して共同代表が選出した候補者を、総会に提案し、総会の承認を得た者を選任する。
 - 2 公募手続き、候補者リストの作成は、事務局が行う。
 - 3 会員であれば、誰でも、公募に応じることができるものとする。
3. 事務局長、事務局次長、会計、書記、事務局員、会計監査は、共同代表が総会に候補者を提案し、その承認を得て選任する。

ハンセン病市民学会第17回総会・交流集会 in 鹿屋 分科会Cにおける報道問題について

ハンセン病市民学会 世話人一同

第1 はじめに

2023年5月21日、鹿屋における市民学会の分科会Cにおいて、一般参加者席に座っておられた匿名の家族の方々が、南日本放送の報道番組及びその後のネット配信映像に、お顔がわかる形で映り込んでしまうという事態が生じてしまいました。

ハンセン病問題の解決にむけて被害当事者の皆さんとともに歩み、家族の皆さんがおかれている厳しい状況を十分に理解した上で取り組みを進めていくべきハンセン病市民学会の主催する集会において、今回のようなあってはならない事態を生じさせてしまったことにつき、ハンセン病市民学会の運営責任の中核を担う世話人会として、映り込んでしまった家族の方々に、まずは衷心よりお詫びを申し上げます。また、その他の家族の皆さんにも大きな不安や心労等を与えてしまっておりますこと、心よりお詫び申し上げます。

この間、世話人会として、事実関係の確認とともに、このような事態が生じた原因と再発防止策の検討を行ってまいりました。

また、大変遅くなってしまいました。11月4日には、家族の皆さんに対面にてあらためてお詫びをさせて頂くとともに、様々な思いやご批判、貴重なご意見をお聞かせ頂きました。

これらをふまえ、来年以降の市民学会において決して同様の事態を招かないよう、このたび、再発防止策の最終案を策定いたしました。今後も、家族の方々をはじめ、関係各位のご意見を頂き、改善を図るべき点があれば柔軟に対応させて頂くことは当然ですが、現時点における到達点としてご理解下さい。

第2 本件報道問題の事実関係及び原因の検討状況について

1. 事実関係

家族からの指摘を受けた弁護士、撮影した記者、会場にいた市民学会事務局員からの聞き取りにより、以下の事実が判明した。

- ・テレビ番組の3シーン（会場を側面から俯瞰した映像、会場発言者を前方から撮った映像、会場を前方から俯瞰した映像）で少なくとも匿名家族が6人ほ

ど顔のわかる形で映っていた（位置関係より映り込んだ家族は撮影 NG 席ではなかったと推察される）。

- ・当日朝に事務局員が急遽、右後方の席に「関係者席」の張り紙をして NG 席を設けたつもりであったが、NG 席という徹底が参加者および受付に徹底できていなかった。

- ・開始前に開催地スタッフがアナウンスを 2 回したが、場内はざわついており、1 回は声が小さかったというご意見もあった。映り込んだ家族は NG 席のアナウンスについて「聞いていない」と話している。

- ・記者及びカメラマンは、NG 席の存在は、開催地実行委員会会場担当者からの注意により認識していたが、「報道関係の皆さまへ 交流集会取材に当たってのお願い」の文書は目を通していなかったと述べている。

2. 本件の要因

要因① 撮影 NG 席の存在が家族に周知されていなかった

撮影 NG 席が設置されることは、事前の事務局ミーティングでは共有されていたが、開催地実行委員会との間での共有が十分ではなく、総合司会や受付係など、関係者間でも周知されていなかった。開始前のアナウンスは会場内のざわつきや声の小ささのため家族に聞こえていなかったか、家族がアナウンス後に入場した可能性もある。そのため、家族は NG 席の存在を知らずに一般席へ座ってしまい、顔が映り込む結果となった。家族の中には、関係者席に座ってもよいかスタッフに聞いたところ断られた、という方もおられたので、途中で入室してきた参加者や放送関係者があった場合、事前の説明だけでは徹底できないということも対応の課題だった。

要因② 記者及びカメラマンがマスコミ向け文書を読んでいなかった

文書には「一般参加者については原則として背面からの撮影のみとし、正面もしくは側面からの撮影はご遠慮ください」「俯瞰しての撮影は、参加者の顔がはっきりと分からないようにするなど、各社ご配慮のうえ、お願い致します」などと記載されていたが、記者及びカメラマンは、会場担当の開催地実行委員会メンバーから撮影禁止席などの説明を受けただけで、文書を読んでおらず、一般席におられた家族の顔が映り込む結果となった。

要因③ 問題の映像が撮影されている間、関係者は誰も気づかずに注意できなかった

問題の映像がテレビで放送されるまで、会場にいた関係者は誰も気づくことができなかった。

3. 考察

(1) はじめに

大前提として、報道関係者への対応を本来なすべき市民学会本体ではなく開催地実行委員会に任せっきりになってしまい、必要な事項の共有が疎かになってしまったことが大きな原因の一つであり、本体事務局長、分科会コーディネーター、分科会司会担当者、開催地実行委員会分科会担当者、本体事務局担当者の間での事前確認が不十分であったことがあげられる。

その原因が、市民学会を運営する立場の一環を担っている世話人会の中で、家族の皆さんの置かれている厳しい状況に対する理解が十分ではなかったことにあることを率直に反省する必要があると認識している。

その上で上記の要因①～③について、考察を行う。

(2) 要因①について

参加者へNG席についての周知を徹底することが必要不可欠であることはいうまでもない。具体的には、参加者への周知は、NG席には「関係者席」ではなく「撮影禁止席」と張り紙をする、受付で参加者全員に「新聞、テレビ、SNS等に映りたくない場合は撮影禁止席へ」と声をかける、遅れて入場する参加者にも声をかける等の対応が必要である。

その上で、万一の事故の発生を防ぐために、一般参加者席についても、原則として撮影禁止とするなど、再発防止策を講じる必要がある。

そして、撮影における上記の注意事項を、開始前の場内放送、開始冒頭の司会者からの説明、休憩時間のアナウンス等でも徹底して周知すべきである。

(3) 要因②について

マスコミ向け文書の伝達ができなかった。今回の記者及びカメラマンは、受付でマスコミ関係者であることを告げて集会資料を受け取っているが、注意事項を読むようにとの促しもなかったため、目を通していなかった。開催地実行委員会メンバーから口頭での取材にあたっての注意は受けたが、「一般参加者については原則として背面からの撮影のみとし、正面もしくは側面からの撮影はご遠慮ください」などの注意事項は伝わっていなかった。

今後、マスコミ受付での取材にあたっての注意事項の伝達の徹底について検討するとともに、マスコミ向けの文書をより簡潔、明確なものに見直し、受付でスタッフが直接説明する必要がある。

(4) 要因③について

会場内のスタッフは撮影者の動向に注意を払い、気づいたら声をかけるなどの対応が必要である。そのために注意事項の説明と撮影許可を受けた印としてプレスカードを用意し、取材を行う者全員に身につけてもらうようにすべきで

ある。今後は、スタッフの役割分担を事前に明確に決めておき、カメラが撮影禁止席を撮っていないか、一般参加者席についても事前許可の範囲を超えて撮影していないか等、担当のスタッフを配置して注意を払い、適宜声をかける等の対応を徹底すべきである。

第3 再発防止策について

以上より、今後の再発防止策として、以下のような対応をとることとしたい。

なお、以下は、報道機関のみならず、一般参加者による SNS 等での拡散の防止も含めた対応策である。プライバシー情報への徹底した配慮が必要であることを全体に周知徹底していくこととする。

- ① 市民学会の集会の会場は、原則として撮影禁止とする。
- ② 取材を含めて撮影を希望する者（以下、「マスコミ等」という）は、事前に市民学会事務局に申請を行い、事前に許可を得なければならないものとする。その際の撮影は、登壇者を正面から撮影する（ただし、登壇者によっては撮影を許可しない場合があるので、会場責任者の指示に従うこと）、一般参加者を背面から撮影することに限り、背面から撮影した一般参加者は背恰好等から人物が特定されないよう報道する際にはボカシを入れる。撮影禁止席は背面からであっても撮影してはならない。また、フロアからの発言者も周囲の一般参加者が映り込む恐れがあるため、本人が許可を与えた場合でも撮影を許可しない。
- ③ マスコミ等だけではなく、個人で撮影する参加者が、撮影されては困る参加者が分かる映像や写真を撮ることがないように、市民学会は集会の会場に必ず撮影禁止席を設け、「撮影禁止席」と張り紙をする。
- ④ 市民学会は、撮影禁止席の数を余裕をもって設定し、その位置についても、事前の下見などで確認し、もっともふさわしい場所に設置する。
- ⑤ 撮影禁止席についての周知は、(1)メディア等による撮影を希望されない場合は、各会場の撮影禁止席に着席頂くよう、開催要項等に明記する、(2)会場受付で参加者全員に、「新聞、テレビ、SNS 等に映りたくない場合は撮影禁止席にお座り下さい」等と声を掛け、遅れて入場する参加者にも声をかける。
- ⑥ マスコミ等向け文書は簡潔、明確に記載し、受付でスタッフが説明する（別添参照）。また、マスコミ等向け文書は現在集会資料集に掲載されているが、それに加えて同文書の別刷りも作成し、あらためて受付で手渡すこととする。撮影を希望するマスコミ等については、撮影者を含めた担当スタ

ップに引き継ぎを行い、担当スタッフから上記①②のとおり注意事項を伝達する。

- ⑦ 記者、撮影者には、受付で受け取ったプレスカードを身に着けるよう求める。
- ⑧ 担当スタッフは、会場内で撮影者の動向に常に注意を払い、マスコミ等および個人のカメラが撮影禁止席を撮っていないか、一般参加者席についても上記②の事前許可の範囲を超えて撮影していないか等を確認するとともに、上記②の範囲を超えた場合にはただちに制止する。
- ⑨ 本体事務局長、分科会コーディネーター、分科会司会担当者、開催地実行委員会分科会担当者(会場設営、受付など)、本体事務局担当者は、分科会運営、会場設営、撮影禁止席、マスコミ等および個人のカメラ対応について必ず共同で事前確認をする。その際に、責任の所在、役割分担についても明確にし、再発防止策が守られる体制を確立する。再発防止策は、全体会や特別企画だけでなく、フィールドワーク等も含めた交流集会の全日程を含んで適用の対象とする。